

環の匠住宅公募要領についてのよくある質問

Q1 改築にこの補助は使えるのか？

A1 新築・改築の区別はありません。省エネルギー設備として次世代省エネルギー基準性能の断熱材の使用、3 kW 以上の太陽光発電システム、高効率給湯器の3種類の設備のセット導入が補助の要件です。

ですから、改築・改修工事で窓枠や壁の更新に一定以上の性能の設備を導入し、新たに3 kW 以上の太陽光発電を設置し、更に高効率給湯器を設置すれば、補助対象となります。

Q2 環の匠住宅ネットワークとはなんですか？

A2 この事業は、二酸化炭素排出量を効果的に抑制するために全国の地域毎で予定件数を定めて、合計1000戸の個人の住宅へ省エネルギー設備を導入促進するために実施しています。ですから、設備を付けて終わりとするのではなく、その効果を設置者どうしで情報交換するとともに、対外的に発信していただけるような仕組みとして、インターネット等を利用して皆さんの間で「環の匠ネットワーク」から省エネルギー住宅に関する情報発信をしていただくというものです。

ネットワークの具体的なイメージとしては次のようなことをかんがえています。補助を受けた皆様には、電気、ガス、水道、灯油などの月毎の消費量や太陽光発電、高効率給湯器、複層ガラスなどの機器の使い方に関する気づき(工夫、発見)の点などをインターネットまたはFAXで環境省に情報提供していただきます。

また、ネットワークに自由投稿欄を設け、家庭における省エネの工夫なども皆様に自由に情報提供をいただいたり、ネットワーク間で情報のやりとりができるようにすることも考えています。これらの活動にあたっては、個人情報保護を確保する必要があると考えています。

なお、仮に導入された機器等が故障した場合などには、一部のモニタリングができなくなることも考えられますが、その際においても可能な範囲での情報提供をお願いすることになります。

Q3 申込時にインターネット環境は必要か？

A3 特に絶対条件としているわけではありませんが、公募に関する最大の広報メディアとして環境省のホームページによる情報公開を行っていることから、使用できる環境に皆さんがあるという前提で手続きを考えています。

多くの連絡については、メールによる通知等を使用することも考えていますが、申込や申請書類については紙媒体で郵送して頂く従来の方法に変わりはありません。

Q4 公募は今年度1回限りなのか？

A4 環境省が行う環の匠住宅整備事業については、平成17年度限りの事業です。

公募については、6月30日までに予定件数に満たなかった場合には7月以降に2次公募を行う予定です。

Q5 交付決定日以降でないと建築工事を開始できないのか？

A5 住宅建築の工事にはいろいろな段階がありますが、この補助事業で導入いただく3点の対象設備の工事については交付決定日以降にお願いします。この事業でいう未着手の条件は、敷地の整地や古屋の解体工事ではありません。

従って、公募要領に書いている工事請負契約の締結日とは、対象設備の導入について仕様決定を行った契約日ということです。設備が既に導入された建売住宅を購入される場合は、売買契約日ということになります。